

## 碧南市地産地消推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、碧南市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、安心安全な地元農畜産物の消費拡大の推進と、地元特産品の加工食品化を図ることにより、地産地消を推進する。併せて、地元農畜産物の学校給食等への安定供給のシステム化を図り、地域農業の活性化に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、碧南市役所経済環境部農業水産課に置く。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 農業者及び農業者団体
- (2) 農家の女性代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 児童・生徒等の保護者
- (5) 学校等関係者
- (6) 学校給食等関係者
- (7) あいち中央農業協同組合の職員
- (8) 西三河農林水産事務所農業改良普及課の職員
- (9) 碧南市の職員
- (10) 学識経験者

(事業)

第5条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 地元農畜産物の学校給食への安定的供給システムの確立に関すること。
- (2) 児童・生徒等の食育推進に関すること。
- (3) 地域食品の商品開発、及び啓発資料に関すること。
- (4) 地元農畜産物の消費拡大に関すること。
- (5) 地産地消推進関係団体の支援に関すること。
- (6) その他、地産地消推進事業に関すること。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、協議会を代表し、会務を処理するとともに会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、職務を代理する。

4 監事は、会計会務の執行を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員は総会において委員の中から選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を防げない。ただし、補欠により選任された役員  
の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。

(総会の協議事項)

第10条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画および収支予算の決定
- (3) 事業報告および収支決算の承認

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(協議会)

第11条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、会務の執行に関し重要事項を審議する。

2 会長は必要に応じて協議会に構成委員以外の関係者を出席させて意見を求めることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、および寄付金等をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。